

≪ 限度額適用認定証とは？ ≫

- ★ 手続きをされると患者様の負担される月々の医療費・入院費の上限は以下ようになります。
 上限額は年齢や所得によって異なります。
 どの認定となるかは限度額適応認定証に記載されています。

< 70歳以上の方の場合 >

| 所得区分 | | 月々の医療費・入院費 自己負担上限額 | | 食費 (1食あたり) |
|-----------------------------------|----|----------------------------------|---------|---------------|
| | | 外来 | | |
| 年収約1,160万円以上 標準報酬月額83万円以上 | | 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% | | 460円 |
| 年収約770万～1,160万円 標準報酬月額53万～79万円 | | 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% | | |
| 年収約370万～770万円 標準報酬月額28万～50万円 | | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% | | |
| 一般 | | 18,000円 | 57,600円 | |
| 低所得者 (住民税非課税の方) | II | 8,000円 | 24,600円 | 210円 |
| | I | | 15,000円 | 100円 |

< 70歳未満の方の場合 >

| 所得区分 | | 月々の医療費・入院費 自己負担上限額 | | 食費 (1食あたり) |
|-----------------------|---|-----------------------------------|--|---------------|
| 標準報酬月額 83万円以上の方 | ア | 252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% | | 460円 |
| 標準報酬月額 53万～79万円の方 | イ | 167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% | | 460円 |
| 標準報酬月額 28万～50万円の方 | ウ | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% | | 460円 |
| 標準報酬月額 26万円以下の方 | エ | 57,600円 | | 460円 |
| 被保険者が 市区町村民税の非課税者等 | オ | 35,400円 | | 210円 |

※ 「月々負担される医療費の上限額」はその月毎の医療費・入院費のみ対象となり、食事療養費、病衣代、おむつ代、個室代や自己診療費などは別途計上となります。

3割負担の方の場合

食事代込みの入院費は一日約10,000円です。手術や治療をされると医療費が追加され、また入院日数が増えると入院費は高くなります。

《 ご存知ですか？ 限度額適用認定証 》

- ★ 医療費が高額になる場合、加入されている保険者がその一部を負担することにより、ご本人のお支払負担額を軽減する制度が減額制度です。
保険証に記載されている保険者に申請し、「限度額適用認定証」の交付を受けてください。
- ★ 入院前に手続きを行い限度額適用認定証を病院医事課へ提出していただくと、その認定証を元に入院費の請求書を作成いたします。入院受付の際保険証と一緒に必ずご提示ください。
また手続き中である場合も入院受付時にその旨を必ずお伝えください。
- ★ 入院された月の翌月の申請になると認定証はさかのぼることができずその月は対象となりません。
入院日に間に合うように手続きを早めにお済ませください。



- 申請先は以下の通りです。

◆ 申請するところ

【 国民健康保険 ・ 後期高齢保険 】

所在地の市町村役場に申請します。

※宮崎市の場合

(宮崎市国保年金課、佐土原・田野支所、高岡総合支所市民福祉課、清武総合支所市民生活課)

- 持参するもの： 本人の保険証、本人の印鑑、
※代理人でも申請可能(代理人の身分証明書、代理人印鑑)

【 健康保険 ・ 船員保険 】

全国健康保険協会(協会けんぽ)に申請します。

- 持参するもの： 本人の保険証、本人の印鑑
※非課税の方は、非課税証明書が必要となります。

【 共済組合保険 ・ 組合保険 】

組合の方にご確認ください。